

◎新潟県告示第678号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和8年8月16日から生ずるものとする。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧両津市漁業協同組合の区域
- 2 区分
10トン未満の漁船により営む漁業
- 3 届出年月日
令和8年7月9日